

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント・行事の 開催基準及び施設運営の判断基準について

令和3年9月10日
玉 城 町

「三重県緊急事態措置」の延長を受けて、町主催のイベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準を9月13日以降、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、感染状況に変化が見られた時や、国、県から新たな方針等が示された場合は、必要に応じて基準の見直しを検討する。

1 基本的な考え方

【町主催イベント等の開催基準】

- (1) 9月13日から9月30日までの間、町主催のイベントは、開催場所を問わず、中止または延期、若しくはオンラインによる開催とする。
- (2) 町が共催又は後援するイベント等についても、主催者等に同様の対応をお願いする。

【施設運営の判断基準】

- (1) 9月13日から9月30日までの間、町所有の一般利用施設は、一部を除いて閉鎖とする。
※利用時間については20時までとする。

2 留意事項

- ・本判断基準の適用は、令和3年9月13日から9月30日までとしますが、新型コロナウイルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
- ・開催前の対策や開催時の対策等、本判断基準に記載のないものについては、【『三重県指針』ver.12【別冊】イベントの開催基準等】、【新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント開催基準（令和3年9月9日時点）】に準ずるものとする。